


『川内地域の緊急時対応』とは、内閣府が主導となって、県や国の関係省庁で構成する地域原子力防災協議会が、県や関係市町の避難計画に基づき、原子力災害時における緊急時のオペレーション等を図示化するなど、わかりやすく取りまとめたものです。ここでは、見直しの主なポイントを説明します。

1 自然災害などにより屋内退避ができない住民等の対応策の具体化

余震の発生により屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点からUPZ内の別の指定緊急避難場所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先への避難を行います。




2 台風時などにおける防護措置の具体化

- 気象庁から暴風警報等が発表されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも、人命の安全確保を最優先とし、屋内退避を実施します。
- 天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難等を実施します。


3 観光客など一時滞在者への対応を具体化

PAZ及びUPZ内の観光客等の一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを実施します。また、そのための一時滞在者への情報伝達手段や体制を具体化しました。




4 UPZ内の住民の皆さんの主な避難経路等を明確化

UPZ内に位置する自治体毎に、避難先までの主な避難経路及び避難先を明確化しました。




5 避難経路沿いに「避難退域時検査場所」候補地を明記

UPZ内の住民の一時移転等を円滑に行うために、30km圏周辺の避難経路沿いに避難退域時検査場所の候補地21カ所を明記しました。



その他の改善点

- ⑥ 避難経路の複数化
- ⑦ 住民が屋内退避するための放射線防護施設の充実化
- ⑧ バス協会との協定に基づく避難車両の確保
- ⑨ 避難状況把握・渋滞緩和対策の強化
- ⑩ 離島の島外避難等防護措置の明確化
- ⑪ 緊急時モニタリング体制の強化
- ⑫ 安定ヨウ素剤の確保体制の強化
- ⑬ 原子力災害時における医療体制の連携・強化

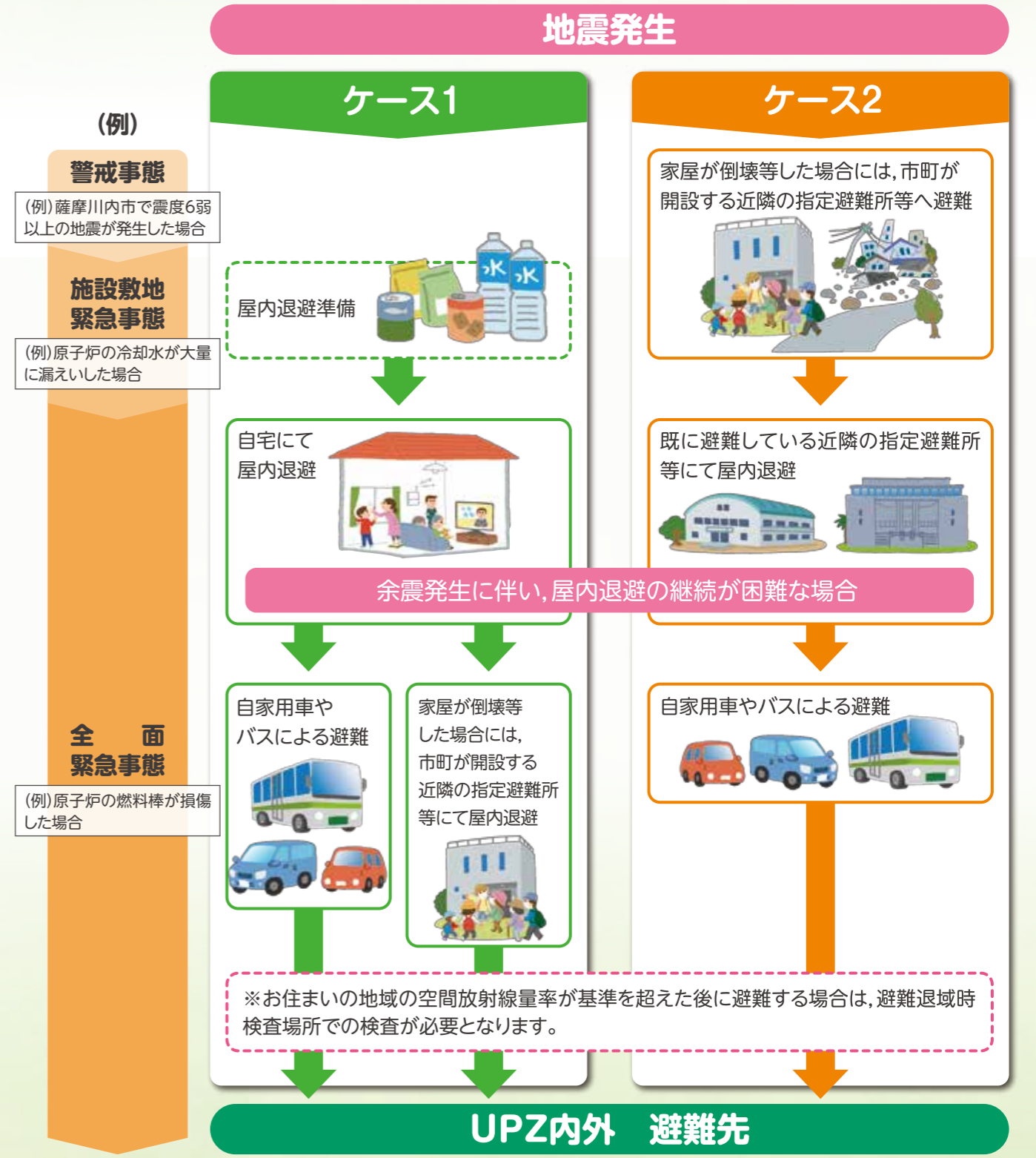


詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。川内地域の緊急時対応 検索



地震等により屋内退避が困難な場合における対応 UPZ

- 地震により家屋が倒壊等した場合には、安全確保のためお住まいの市町が開設する近隣の指定避難所等に避難を実施します。
- 屋内退避実施中に余震が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、地震に対する避難行動を最優先することが重要となりますので、指定避難所等や避難先へ速やかに避難を行います。



※大雨による土砂災害時等においても基本的に同様の対応になります。